

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第916号

2018年（平成30年）4月12日

藤沢市選挙管理委員会
委員長 水嶋 正夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

選挙人名簿の調製及び閲覧に関することに係るコンピュータ処理について
(答申)

2018年（平成30年）3月26日付けで諮問（第916号）された選挙人名簿の調製及び閲覧に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

国外に居住する者が国政選挙の投票を行うためには、在外選挙人名簿に登録されている必要がある。これまで在外選挙人名簿への登録の申請は、国外における住所を管轄する在外公館を経由して行うこととされており、在外公館において申請者が当該管轄区域内に3カ月以上継続して住所を有することを確認し、その後国内における最終住所地の市町村の選挙管理委員会に対して申請書が送られることとなっていた。

しかし、2016年（平成28年）12月に行われた公職選挙法の改正により、在外公館を経由する方法に加えて、国外転出前の国内における最終住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている者については、国外転出届を提出した後、当該市町村の選挙管理委員会に対して選挙人名簿から在外選挙人

名簿への登録の移転の申請（以下「出国時申請」という。）を行うことができることとなった。

この出国時申請に関しては、申請者の国外における住所について、申請を受け付けた市町村の選挙管理委員会が外務大臣に対して意見を求めることとされており、具体的には、外務省が管理する「在外選挙人住所確認システム」に当該申請者の氏名・生年月日等を入力することにより意見を照会し、同システムを通じて意見が回答されることとなる。そのため、当該意見照会の手続きが条例第18条のコンピュータ処理に該当することから、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り、意見を求めるものである。

(2) コンピュータ処理について

公職選挙法第30条の5第5項により、出国時申請を受け付けた選挙管理委員会は当該申請をした者の国外における住所について外務大臣に意見を求めなければならないこととされており、その手続きについては原則として外務省が管理する「在外選挙人住所確認システム」に必要とされる個人情報を入力して行うこととされている。

また法改正が、従来までの手続きにおいて被登録資格の照会・確認等に一定の時間を要していた在外選挙人名簿の登録の利便性向上を目的としているため、選挙管理委員会から外務省に対して郵便等を利用して照会作業をすることは一般的に申請人の利益とはならないものと考えられる。

以上により、出国時申請がなされた場合には、事務処理を効率的、迅速かつ正確に行うため、同システムにおいて個人情報を入力し国外住所の照会をすることが必要であると考えられる。

(3) コンピュータ処理する個人情報

「在外選挙人住所確認システム」において入力求められる項目

申請日、旅券番号、氏名（漢字）、性別、生年月日、転出先地域、転出先国、転出予定日、最終住所

※入力画面については別紙5のとおり

(4) コンピュータ処理の内容

ア 申請データの登録

選挙管理委員会事務局内に設置された基幹系端末から、総合行政ネットワーク（LGWAN）回線を経由して「在外選挙人住所確認システム」にアクセスし、出国時申請者情報を入力することで申請内容を登録する。

イ 国外における住所についての意見照会・回答

住所確認・意見照会機能を利用し、出国時申請者の国外住所について外務大臣への意見照会を行う。照会に対する意見書はPDFファイルで表示されるので印刷する。なお、印刷した意見書は、在外選挙人名簿への移転

登録を行う旨の起案文書に添付し、決裁後は施錠できるキャビネットで保管する。

(5) 安全対策

ア 使用端末

「在外選挙人住所確認システム」に接続する端末は、選挙管理委員会事務室に既設の基幹系端末を使用し、ワイヤーロックで固定し盗難を防止するとともに、端末ログイン時には生体認証を行う。また、端末にはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

イ 「在外選挙人住所確認システム」へのアクセス経路

「在外選挙人住所確認システム」へのアクセスには、一般のインターネット回線を使用せず、暗号化、ファイヤーウォール、侵入検知等のセキュリティ対策が講じられた行政専用の総合行政ネットワーク（LGWAN）回線を使用する。

ウ 「在外選挙人住所確認システム」の利用者制限

「在外選挙人住所確認システム」は、システム管理者（本市では選挙管理委員会事務局主幹）が登録した者のみが利用でき、ログイン時には登録者ごとに異なるユーザIDとパスワードが要求される。パスワードは有効期間が定められており（60日以内に変更）、連続して8回誤入力した場合にはログインできなくなる。

エ 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについては、藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程を遵守する。

(6) 実施時期

2018年（平成30年）6月1日から施行予定

(7) 添付書類

ア 公職選挙法抜粋

イ 在外選挙人名簿の登録制度の見直し（公職選挙法改正時総務省資料）

ウ 業務の流れとシステムの位置づけ

エ システム概要図

オ 申請データ入力画面

カ 意見書（イメージ）

キ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、コンピュータ処理を行うことについて、次に述べる理由によ

り審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

これまで国外に居住する者が国政選挙の投票を行うためには、在外選挙人名簿に登録されている必要があり、在外公館において申請者が当該管轄区域内に3カ月以上継続して住所を有することを確認し、その後国内における最終住所地の市町村の選挙管理委員会に対して申請書が送られることとなっていた。

しかし、平成28年12月に行われた公職選挙法の改正により、在外公館を経由する方法に加えて、出国時申請を行うことができることとなった。

この出国時申請に関しては、外務省が管理する「在外選挙人住所確認システム」に当該申請者の氏名・生年月日等を入力することにより意見を照会し、同システムを通じて意見が回答されることとなることから、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が、2 説明要旨(5)安全対策アからエまでに示す安全対策は、次のとおりである。

ア データ媒体の紛失を防ぐための措置 ア

イ ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 ウ

ウ 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持出しを防止するための措置 ウ

エ データ媒体の紛失を防ぐための措置 ア

オ その他「在外選挙人住所確認システム」の安全対策を高めるための措置 イ

カ 日常的な安全対策 ア及びエ

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上